

内務大臣訓令

訓第八七号

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今其所屬
隱岐島司ノ所管トス 此旨管内ニ告示セララルヘシ

右訓令ス

明治三十八年二月十五日

内務大臣 芳川 顕 正

島根県知事 松永武吉殿